

大阪市立矢田第3保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置主体・運営主体

(設置主体)

名 称	大阪市（こども青少年局保育施策部保育所運営課）
所在地	大阪市北区中之島1丁目3番20号
電話番号	06-6208-8133
代表者氏名	市長 橋下 徹

(運営主体)

名 称	社会福祉法人 天宗社会福祉事業会
所在地	大阪市平野区瓜破西2丁目10番12号
電話番号	06-6701-0008
代表者氏名	理事長 土井 加津人

※ 大阪市立矢田第3保育所については、大阪市が設置し、社会福祉法人天宗社会福祉事業会に運営を委託しています。

2 利用施設

施設の種別	保育所												
施設の名 称	大阪市立 矢田第3保育所												
施設の所在地	大阪市東住吉区矢田2-11-18												
連絡先	電話番号：06-6699-9869 F A X：06-6699-9869												
施設長	所長 三谷 好子												
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童												
認可定員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">0歳児</td> <td style="width: 25%;">7人</td> <td style="width: 25%;">1歳児</td> <td style="width: 25%;">14人</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>18人</td> <td>3歳児</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>27人</td> <td>5歳児</td> <td>27人</td> </tr> </table>	0歳児	7人	1歳児	14人	2歳児	18人	3歳児	25人	4歳児	27人	5歳児	27人
0歳児	7人	1歳児	14人										
2歳児	18人	3歳児	25人										
4歳児	27人	5歳児	27人										
利用定員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 75%;">満3歳以上の児童</td> <td style="width: 25%;">56人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の児童</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の児童</td> <td>4人</td> </tr> </table>	満3歳以上の児童	56人	満1歳以上満3歳未満の児童	26人	満1歳未満の児童	4人						
満3歳以上の児童	56人												
満1歳以上満3歳未満の児童	26人												
満1歳未満の児童	4人												
開設年月日	昭和47年6月1日												
事業所番号	事業者番号は大阪市から国に登録ができ次第各施設に通知												

3 施設の目的・運営方針

矢田第3保育所（以下「当所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当所」は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当所」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当所」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		991.3㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	382.17㎡
園庭		地上園庭 363.0㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	もも組（満0歳児クラス）、ちゅうリップ組（満1歳児クラス）、たんぼぼ組（満2歳児クラス）、ことり組（満3歳児クラス）、きりん組（満4歳児クラス）、ぞう組（満5歳児クラス）各1室
調理室	1室	
調乳室	1室	

5 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 障がい児保育

障がいのある子どももない子どもも、地域や保育所で育ちあう保育をすすめています。

(3) 地域交流活動

保育所の庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(4) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

《 受付：火曜日～金曜日 午前10時から午後2時 》

6 職員の職種、職員数及び職務の内容(栄養士については調理員の内数) 平成27年1月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
所長	保育所運営をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	所長を助け、命を受けて保育所運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1	1		
保育士	児童の保育等をつかさどる	12	12		
調理員	給食調理等をつかさどる	2	2		

当所では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯(7:30～19:30)のうち、7時間45分
主任保育士	正規の勤務時間帯(7:30～19:30)のうち、7時間45分
保育士	正規の勤務時間帯(7:30～19:30)のうち 7時間45分
調理員	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休所となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

保育所において、調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時40分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」

が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	1	1		

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当所に利用の要請をされた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

12 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	島田医院
院長名	島田 瑞夫
所在地	大阪市東住吉区矢田4丁目10番17号
電話番号	06-6699-9869

(2) 歯科

医療機関の名称	三島歯科
院長名	三島 賢郎
所在地	大阪市東住吉区針中野1丁目13番14号
電話番号	06-6701-0025

14 緊急時の対応

入所されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 坂東 恭子 ・ご利用時間 9時00分 ～ 16時30分 ・電話番号 06-6699-9869 ・FAX 06-6699-9869 担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。
---------------	--

18 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当所では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	210 円 (年額)

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」を御確認ください。

19 児童の利用状況（毎年度5月1日現在）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳児	3人	3人	5人
1歳児	10人	15人	12人
2歳児	12人	12人	18人
3歳児	19人	17人	16人
4歳児	20人	20人	18人
5歳児	18人	20人	20人
合計	82人	87人	89人

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成26年度受審	結果・平成27年度
自己評価の実施状況	平成26年度実施	結果・平成27年度

**21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
公表・公示案件はありません。****22 当所におけるその他の留意事項**

喫煙	当所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動 はご遠慮ください。
送迎	当所への自動車での通所は原則認められません。